

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬  
月額について

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬月額について、  
同法第47条第2号により、下記のとおり公告する。

記

- 適用期間 2024年4月1日から2025年3月31日まで
- 標準報酬月額 第26等級 380,000円

法第47条第2号の規定により被保険者資格喪失  
時における標準報酬月額が、第25等級 360,000円以  
下の者については、その者の資格喪失時の標準報酬  
月額とする。

2023年12月1日

亀田総合病院健康保険組合  
理事長 亀田 秀次

